

公益財団法人 大阪府国際交流財団  
災害時通訳・翻訳ボランティア登録制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府内や近畿圏内で地震や台風等により大規模な災害が発生した場合、災害時多言語支援センター及び被災地等において、外国人支援のためのボランティア活動及び近畿地域国際化協会連絡協議会「災害時における外国人支援ネットワークに関する協定」(以下「協定」という。)に基づく活動に従事する災害時通訳・翻訳ボランティア(以下「災害ボランティア」という。)の登録・活動などに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 災害ボランティアとして登録する者は、次に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 大阪府内に居住又は通勤若しくは通学している者。ただし、既に登録をしている者は、この限りではない。
- (2) 満18歳以上の者
- (3) 日本語と外国語でのコミュニケーションが可能な者
- (4) 大阪府内及び近畿圏内で大規模な災害が発生した場合に行う外国人支援のためのボランティア活動に対し理解と意欲がある者
- (5) メールで連絡がとれる者
- (6) 公益財団法人 大阪府国際交流財団(以下「財団」という。)及び近畿地域国際化協会連絡協議会の構成団体等が実施する研修や訓練に参加できる者

(登録)

第3条 災害ボランティアとして登録しようとする者は、財団が指定する「OFIXボランティア・外国人サポーター登録申込書(様式第1号)」により財団へ申し込むこととする。

- 2 財団は、前項に規定する申込書を受理した時は、その内容を審査し、登録の可否を決定して、その結果を当該申込者に通知するとともに、災害ボランティア登録名簿に登載する。
- 3 登録した災害ボランティアは、登録後に登録申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに財団に連絡するものとする。

(登録期間)

第4条 災害ボランティアの登録期間は、登録した日から最初の 3月31日までとする。

(登録の取消)

第5条 財団は登録したボランティアから登録抹消の申し出があったときは登録を抹消する。

2 登録したボランティアが次の各号に該当する場合は、ボランティア本人の希望に関わらず、登録を抹消する。

- (1) 連絡が取れないなど、ボランティアが所在不明となったとき
- (2) 第2条に規定する登録要件を欠くこととなったとき
- (3) ボランティアとして、ふさわしくないと認められる事実が判明したとき

(災害ボランティアへの協力要請)

第6条 財団は大規模災害が発生した場合、近畿地域国際化協会連絡協議会及び大阪府等からの要請に応じ、災害ボランティアに対して協力要請を行う。

(災害時の活動)

第7条 災害ボランティアは第6条の協力要請の範囲内で、通訳・翻訳等を含むボランティア活動に従事するものとする。

(研修の実施)

第8条 財団は、毎年1回以上、登録者を対象とした研修や訓練を実施し、災害ボランティアに参加を促すものとする。

2 財団は、近畿地域国際化協会連絡協議会共催研修については、参加する災害ボランティアの交通費及びボランティア保険加入費を最大5名分まで負担することとする。但し、交通費負担はOFIXボランティア登録・派遣制度の運営事業に係る予算の範囲内とする。

(保険加入)

第9条 本制度による災害ボランティア活動中の万一の事故に備え、災害ボランティアを補償の対象とする保険に加入するものとし、財団又は協力要請を行った近畿地域国際化協会連絡協議会の構成団体等（以下、「依頼団体」という）が手続きを行い、その費用を負担するものとする。

(報酬・経費の負担等)

第10条 災害ボランティアは、そのボランティア活動に対する報酬等を財団又は依頼団体に対して請求することはできない。ただし災害ボランティア活動にかかる交通費、食費、宿泊費等の活動実費（現物支給を含む）は、全部又は一部を財団が負担できるものとする。

(免責等)

第 11 条 災害ボランティア及び依頼団体は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 災害ボランティアが活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、第 9 条の保険から支払われる金額を限度とする。

3 災害ボランティアの活動不履行により依頼団体が被った損害について、財団は賠償の責を負わない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。